

西表島森林生態系保護地域保全管理計画の構成(イメージ)

1 対象地の概要

適切な保全管理を推進するための前提条件となる自然環境、社会情勢などの概観

(1)位置・面積

- ①位置
- ②面積

(2)自然環境

- ①植物相
- ②動物相
- ③地質・土壌

(3)社会情勢

- ①産業
- ②土地利用と地域開発計画
- ③利用状況

2 保全管理に関する基本的事項

森林生態系保護地域設定時にコンセンサスが得られた森林管理・利用の考え方を明らかにするとともに、中期的な保全管理の考え方を記述

(1)保存地区(コアゾーン)

- ①森林管理
- ②森林利用

2)保全利用地区(バッファゾーン)

- ①森林管理
- ②森林利用

3 当面の課題に関する事項

優先的に対策を講じる地域を明らかにするとともに、管理、利用に関する具体的な考え方を整理

(1)管理に関する事項

- ①外来種
- ②希少種

(2)利用に関する事項

- ①一般の利用に供する歩道
- ②横断道の取り扱い
- ③自然ガイドによる利用
- ④猟・山菜採り
- ⑤立ち入りの手続
- ⑥その他

(3)その他の事項

4 推進体制

保全管理を推進していくために必要な枠組、事項等を記載

- (1)保全管理委員会
- (2)モニタリング調査・巡視
- (3)普及・啓発
- (4)関係機関との連携等

※保全管理計画

保護林の総合的な管理指針。保護林設定要領に基づき、必要に応じて森林管理局長が保全管理のための委員会の意見を聴き定める。